

注 意 事 項

- 試験開始時刻 10時00分
- 試験科目別終了時刻

試 験 科 目	科 目 数	終 了 時 刻
「法規」のみ	1 科 目	1 1 時 2 0 分
「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」のみ	1 科 目	1 1 時 4 0 分
「法規」及び「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」	2 科 目	1 3 時 0 0 分

- 試験種別と試験科目別の問題(解答)数及び試験問題ページ

試 験 種 別	試 験 科 目	問 題 (解 答) 数					試験問題 ページ
		第 1 問	第 2 問	第 3 問	第 4 問	第 5 問	
伝送交換主任技術者	法 規	7	6	7	7	6	1～12
	伝送交換設備及び設備管理	8	8	8	8	8	13～26
線路主任技術者	法 規	7	6	7	7	6	1～12
	線路設備及び設備管理	8	8	8	8	8	27～37

- 受験番号等の記入とマークの仕方

- マークシート(解答用紙)にあなたの受験番号、生年月日及び氏名をそれぞれ該当枠に記入してください。
- 受験番号及び生年月日に該当する箇所を、それぞれマークしてください。
- 生年月日の欄は、年号をマークし、生年月日に1けたの数字がある場合、十の位のけたの「0」もマークしてください。

【記入例】 受験番号 01AB941234

生年月日 昭和50年3月1日

受 験 番 号									
0	1	A	B	9	4	1	2	3	4
●	○	●	○	○	○	○	○	○	○
1	●	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	○	○	○	○	○	○	○	○	○

生 年 月 日									
年 号	5	0	0	3	0	1			
平 成	○	○	○	○	○	○			
昭 和	○	○	○	○	○	○			
大 正	○	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○	○			

- 答案作成上の注意

- マークシート(解答用紙)は1枚で、2科目の解答ができます。
「法規」は赤色(左欄)、「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」(「設備及び設備管理」と略記)は緑色(右欄)です。
- 解答は試験科目の解答欄の正解として選んだ番号マーク枠を、黒の鉛筆(HB又はB)で濃く塗りつぶしてください。
ボールペン、万年筆などでマークした場合は、採点されませんので、使用しないでください。
一つの問いに対する解答は一つだけです。二つ以上マークした場合、その問いについては採点されません。
マークを訂正する場合は、プラスチック消しゴムで完全に消してください。
- 免除の科目がある場合は、その科目欄は記入しないでください。
- 受験種別欄は、あなたが受験申請した試験種別を○で囲んでください。(試験種別は次のように略記されています。)
伝送交換主任技術者は、『伝 送 交 換』
線路主任技術者は、『線 路』

- 合格点及び問題に対する配点

- 各科目の満点は100点で、合格点は60点以上です。
- 各問題の配点は、設問文の末尾に記載してあります。

- 登録商標などに関する事項

- 試験問題に記載されている会社名又は製品名などは、それぞれ、各社の商標または登録商標です。
- 試験問題では、® 及び ™ を明記していません。
- 試験問題の文中及び図中などで使用しているデータは、すべて架空のものです。

マークシート(解答用紙)は、絶対に折り曲げたり、汚したりしないでください。

次ページ以降は試験問題です。試験開始の合図があるまで、開かないでください。

受 験 番 号									
(控 え)									

(今後の問い合わせなどに必要になります。)

試 験 種 別	試 験 科 目
伝 送 交 換 主 任 技 術 者 線 路 主 任 技 術 者	法 規

問 1 次の各問いは、「電気通信事業法」又は「電気通信事業法施行規則」に規定する内容に関するものである。同法又は同規則の規定に照らして、 内の(ア)～(キ)に適したものを、それぞれの解答群から選び、その番号を記せ。(小計 20 点)

(1) 次の文章は、電気通信事業法の目的について述べたものである。 内の(ア)～(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2 点 × 3 = 6 点)

電気通信事業法は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ (ア) なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の (イ) な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、 (ウ) を増進することを目的とする。

<(ア)～(ウ)の解答群>

安定的	迅 速	普遍的	円 滑
公 平	合理的	個人の利益	公共の利益
経済的活動	公共の福祉	恒久的	優先的

(2) 次の文章のうち、誤っているものは、 (エ) である。(4 点)

<(エ)の解答群>

電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。)の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。

電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であって総務省令で定めるものについても、同様とする。

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。)を総務省令で定める設置基準の範囲で配備しなければならない。

- (3) 総務大臣が電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の契約約款の変更を命令できる場合の6項目の一部について述べた、次のA～Cの文章は、。(4点)

- A 料金の額の揭示方法が適正かつ明確に定められていないとき。
B 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。
C 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

<(オ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

- (4) 次の文章は、電気通信事業者が電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合においてあらかじめ利用者へ周知する方法について述べたものである。内の(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点)

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとすることを周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次の()～()のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して適切に周知させなければならない。

- () 訪問
() 電話
() 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
()
() 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であって、利用者が休止し、又は廃止しようとする電気通信事業に係る電気通信役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

<(カ)の解答群>

ダイレクトメールの送付	電子メールの送信
官報による周知	市区町村公報による周知

- (5) 電気通信事業法施行規則に規定する用語について述べた、次のA～Cの文章は、(キ)。
(4点)

- A 音声伝送役務とは、おおむね4キロヘルツ帯域の音声のみを伝送交換する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であってデータ伝送役務以外のものである。
- B データ伝送役務とは、専ら符号及び音響を伝送交換するための電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務である。
- C 専用役務とは、不特定多数の者に電気通信設備を専用させる電気通信役務である。

<(キ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- 問2 次の各問いは、「電気通信主任技術者規則」、「電波法」、「国際電気通信連合憲章」、「電子署名及び認証業務に関する法律」又は「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」に規定する内容に関するものである。それぞれの規則等の規定に照らして、 内の(ア)～(カ)に適したものを、それぞれの解答群から選び、その番号を記せ。
(小計20点)

- (1) 電気通信事業者が電気通信主任技術者を選任したときに総務大臣に提出する電気通信主任技術者選任届出書の中で、「選任した電気通信主任技術者」の項目に記載すべき事項について記した、次のA～Cの語句は、(ア)。
(4点)

- A 電気通信役務の種類及び業務区域
- B 電気通信主任技術者資格者証の種類及び番号
- C 電気通信主任技術者の監督に係る電気通信設備の概要

<(ア)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (2) 無線通信の目的外使用の禁止等において、無線局が免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる場合の通信について述べた次の文章のうち、誤っているものは、である。(4点)

<(イ)の解答群>

船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う遭難通信

船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う緊急通信

鉄道又は自動車の通行に対する重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その予防のために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う安全通信

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う非常通信

- (3) 次の文章は、国際電気通信連合の目的の一部について述べたものである。 ~ に最も適した語句の組合せは、 である。(4点)

連合の目的は、次のとおりとする。

- () すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間におけるを維持し及び増進すること。
- () 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- () 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

<(ウ)の解答群>

(A)	(B)	(C)
国際協力	経済支援	電気通信
設備管理	物的資源	技術的手段
秩序	経済支援	電気通信
国際協力	物的資源	技術的手段
設備管理	物的資源	電気通信
秩序	経済支援	技術的手段

- (4) 次の文章は、電子署名の定義について述べたものである。 内の(工)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

電子署名及び認証業務に関する法律において「電子署名」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次の()、()のいずれにも該当するものをいう。

- () 当該情報が当該措置を行った者の (工) に係るものであることを示すためのものであること。
- () 当該情報について (オ) が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

<(工)、(オ)の解答群>

定 義	作 成	保 護	要 求
署 名	処 理	認 証	改 変

- (5) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の目的について述べた次の文章において、①～③の下線部分は、 (力) 。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての①罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる②電子計算機に係る秘密の漏えい及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって③高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

<(力)の解答群>

①のみ正しい	②のみ正しい	③のみ正しい
①、②が正しい	①、③が正しい	②、③が正しい
①、②、③いずれも正しい	①、②、③いずれも正しくない	

問3 次の各問いは、「事業用電気通信設備規則」に規定する内容に関するものである。同規則の規定に照らして、 内の(ア)～(キ)に適したものを、それぞれの解答群から選び、その番号を記せ。(小計20点)

(1) 用語について述べた、次のA～Cの文章は、 (ア)。(4点)

- A 絶対レベルとは、一の実効電力の1ミリワットに対する比を絶対値で表したものをいう。
- B インターネットプロトコル電話用設備とは、事業用電気通信回線設備のうち、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものであって、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。
- C 直流回路とは、電気通信回線設備に接続して電気通信事業者の交換設備の動作の開始及び終了の制御を行うための回路をいう。

<(ア)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(2) 次の文章は、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の損壊又は故障の対策における「アナログ電話用設備等の予備機器等」について述べたものである。 内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、規則第16条の適用除外規定は考慮しないものとする。(2点×2=4点)

通信路の設定に直接係る交換設備の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障(以下「故障等」という。)の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、次の()、()に掲げる機器については、この限りでない。

- () 端末回線(端末設備又は自営電気通信設備と交換設備との間の電気通信回線をいう。)
 (イ) 機器
- () 当該交換設備の故障等の発生時に、他の交換設備によりその (ウ) できる交換設備の機器

<(イ)、(ウ)の解答群>

- | | |
|-------------------------|----------|
| を当該交換設備に接続するための | |
| を制御するための | |
| の故障等が発生した場合における応急復旧のための | |
| の工事及び維持を行うために必要な | |
| の点検及び検査するために必要な | 機能を代替 |
| 故障等を検出 | 設備の損傷を防止 |
| 回線を制御 | 疎通が確保 |

- (3) 次の文章は、「有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備」が適合しなければならない4項目について述べたものである。誤っているものは、(エ)である。(4点)

<(エ)の解答群>

事業用電気通信回線設備と有線テレビジョン放送施設のうち事業用電気通信設備規則第4条第2項第2号の線路以外の有線電気通信設備(以下「有線テレビジョン放送設備」という。)との責任の分界を明確にするため、有線テレビジョン放送設備との間に分界点(以下「分界点」という。)を有すること。

分界点において有線テレビジョン放送設備を切り離せること。

分界点において有線テレビジョン放送設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信回線設備の正常性を確認できる措置が講じられていること。

利用者が端末設備等を接続する点と有線テレビジョン放送施設の受信者端子(有線テレビジョン放送法施行規則第2条第5号の受信者端子をいう。)との間の分離度は25デシベル以上であること。また、これらが同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内にある場合も同様とする。

- (4) 次の文章は、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の秘密の保持における「蓄積情報保護」について述べたものである。(A) ~ (C) に最も適した語句の組合せは、(オ) である。(4点)

事業用電気通信回線設備に利用者の通信の内容その他これに係る情報を蓄積する場合にあっては、当該事業用電気通信回線設備は、当該利用者以外の者が (A) を用いて容易にその情報を知得し、又は破壊することを防止するため、当該利用者だけに与えた (B) の照合確認その他の (C) が講じられなければならない。

<(オ)の解答群>

(A)	(B)	(C)
電気通信回線設備	— 標識符号 —	対応措置
端末設備等	— 識別符号 —	防止措置
電気通信回線設備	— 識別符号 —	防止措置
端末設備等	— 標識信号 —	対応措置

- (5) 次の文章は、音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備におけるアナログ電話用設備の「信号極性」について述べたものである。 内の(力)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

事業用電気通信回線設備は、事業用電気通信設備規則に規定する (力) を受信できる状態において、同規則で規定する電源の極性を端末設備等を接続する点において一方を地気(接地の電位をいう。)、他方を (キ) としなければならない。

<(力)、(キ)の解答群>

着信信号	応答信号	発呼信号	終話信号
磁 性	磁 気	正極性	負極性

- 問4 次の各問いは、「事業用電気通信設備規則」又は「端末設備等規則」に規定する内容に関するものである。それぞれの規則の規定に照らして、 内の(ア)～(キ)に適したものを、それぞれの解答群から選び、その番号を記せ。 (小計20点)

- (1) 音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信回線設備が端末設備等と接続する点において送出する「可聴音」について述べた、次のA～Cの文章は、 (ア) 。 (4点)

- A 端末設備等が送出する発呼信号を受信した後、選択信号を受信することが可能となった場合に送出する可聴音を、呼出音という。
- B 接続の要求をされた着信側の端末設備等を呼出し中である場合に送出する可聴音を、話中音という。
- C 接続の要求をされた着信側の端末設備等が着信可能な状態でない場合又は接続の要求をされた着信側の端末設備等への接続が不可能な場合に送出する可聴音を、発信音という。

<(ア)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

- (2) 端末設備等規則に規定する用語について述べた次の文章のうち、誤っているものは、(イ) である。 (4点)

<(イ)の解答群>

移動電話用設備とは、電話用設備であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。

無線呼出用設備とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、無線によって利用者に対する呼出し(これに付随する通報を含む。)を行うことを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。

総合デジタル通信用設備とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として128キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、専ら符号、音声を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。

専用通信回線設備とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務の用に供するものをいう。

デジタルデータ伝送用設備とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、デジタル方式により、専ら符号又は影像の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。

- (3) 次の文章は、端末設備の機器の絶縁抵抗について述べたものである。 内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

端末設備の機器は、その電源回路と筐体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間に、使用電圧が300ボルト以下の場合にあっては、(ウ)メガオーム以上であり、300ボルトを超え750ボルト以下の直流及び300ボルトを超え600ボルト以下の交流の場合にあっては、(エ)メガオーム以上の絶縁抵抗を有しなければならない。

<(ウ)、(エ)の解答群>

0.1	0.2	0.3	0.4	0.5
1	2	3	4	5

(4) 電話用設備に接続されるアナログ電話端末の基本的機能及び発信の機能について述べた次の文章において、①～③の下線部分は、 (オ) 。(4点)

- () アナログ電話端末の直流回路は、①発信又は応答を行うとき開き、通信が終了したとき閉じるものでなければならない。
- () 自動的に選択信号を送出する場合にあっては、直流回路を閉じてから②3秒以上経過後に選択信号の送を開始するものでなければならない。ただし、電気通信回線からの発信音又はこれに相当する可聴音を確認した後に選択信号を送出する場合にあっては、この限りでない。
- () 発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあっては、電気通信回線からの応答が確認できない場合③選択信号送出終了後2分以内に直流回路を開くものでなければならない。

<(オ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

(5) 次の文章は、端末設備内において電波を使用する端末設備の条件について述べたものである。

 内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(2点×2=4点)

- () 使用される無線設備は、一の筐体^{きょうたい}に収められており、かつ、 (カ) ことができないものでなければならない。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。
- () 使用する電波の周波数が空き状態であるかどうかについて、総務大臣が別に告示するところにより判定を行い、空き状態である場合にのみ (キ) ものでなければならない。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

<(カ)、(キ)の解答群>

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| 通信路を設定する | 直流の電圧を加える | 容易に開ける |
| 異常電流を送出する | 相手に対し発信する | 直流回路を開く |
| 電源回路を閉じる | 音響衝撃が発生する | 安易に動作する |

問5 次の各問いは、「有線電気通信法」、「有線電気通信設備令」又は「有線電気通信設備令施行規則」に規定する内容に関するものである。同法、同令又は同規則の規定に照らして、 内の(ア)～(カ)に適したものを、それぞれの解答群から選び、その番号を記せ。(小計20点)

- (1) 次の文章は、有線電気通信設備に関する設備の検査等について述べたものである。 内の(ア)、(イ)に最も適したものを、それぞれ下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

総務大臣は、有線電気通信法の施行に必要な(ア)において、有線電気通信設備を設置した者からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類を検査させることができる。この場合、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。また、この立入検査の(イ)は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

<(ア)、(イ)の解答群>

程 度	場 合	限 度	事 項
調 査	権 限	実 施	対 象

- (2) 有線電気通信設備に関する設備の改善等の措置について述べた次の文章において、㉠～㉢の下線部分は、(ウ)。(4点)

総務大臣は、有線電気通信法第3条(有線電気通信設備の届出)第2項に規定する有線電気通信設備(同項の総務省令で定めるものを除く。)を設置した者に対しては、同法第7条第1項の規定によるほか、その設備につき㉠通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、その他その設備の運用が適切でないため㉡他人の利益を阻害すると認めるときは、その支障の除去その他当該他人の㉢利益の確保のために必要な限度において、その設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

<(ウ)の解答群>

㉠のみ正しい	㉡のみ正しい	㉢のみ正しい
㉠、㉡が正しい	㉠、㉢が正しい	㉡、㉢が正しい
㉠、㉡、㉢いずれも正しい	㉠、㉡、㉢いずれも正しくない	

- (3) 有線電気通信設備令に規定する用語について述べた次の文章のうち、正しいものは、(工)である。(4点)

<(工)の解答群>

離隔距離とは、線路と他の物体(線路を含む。)とが気象条件による位置の変化により最も接近した場合におけるこれらの物の間の距離をいう。

支持物とは、送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器をいう。

平衡度とは、送信の場所と受信の場所との間の線条間に起電力を加えた場合におけるこれらの間に生ずる電圧と通信回線の端子間に生ずる電圧との比をデシベルで表わしたものをいう。

絶縁電線とは、絶縁物のみで被覆されている電線をいい、ケーブルとは、光ファイバ以外の絶縁物で保護されている電線をいう。

- (4) 架空電線の高さについて述べた次のA～Cの文章は、(オ)。(4点)

- A 架空電線の高さは、架空電線が横断歩道橋の上にあるときは、その路面から3メートル以上でなければならない。
- B 架空電線の高さは、架空電線が道路上にあるときは、横断歩道橋の上にあるときを除き、路面から6メートル(交通に支障を及ぼすおそれが少ない場合で工事上やむを得ないときは、歩道と車道との区別がある道路の歩道上においては、2.5メートル、その他の道路上においては、3.5メートル)以上でなければならない。
- C 架空電線の高さは、架空電線が鉄道又は軌道を横断するときは、軌条面から6メートル(車両の運行に支障を及ぼすおそれがない高さが6メートルより低い場合は、その高さ)以上でなければならない。

<(オ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

- (5) 次の文章のうち、誤っているものは、(力)である。(4点)

<(力)の解答群>

有線電気通信設備に使用する電線は、絶縁電線又はケーブルでなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の線路の電圧は、100ボルト未満でなければならない。ただし、電線として絶縁電線を使用するとき、かつ、他人の設置する有線電気通信設備に損傷を与えるおそれがないときは、この限りでない。

架空電線は、他人の建造物との離隔距離が30センチメートル以下となるように設置してはならない。ただし、その他人の承諾を得たときは、この限りでない。

有線電気通信設備は、総務省令で定めるところにより、絶縁機能、避雷機能その他の保安機能をもたなければならない。